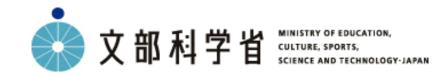
特別支援教育行政の現状 及び 令和2年度事業説明

令和2年2月12日 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



- 1. 特別支援教育の現状
- 2. 令和2年度事業について
- 3. その他 最近の動きなど

特別支援教育の現状①

特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	## FUI - # 1972 244 1-	小・中学校等				
	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導			
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高 い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に 応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、 一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施			
対象障害種と人数 (※平成30年度)	視覚障害 (約5,300人) 聴覚障害 (約8,200人) 知的障害 (約130,800人) 肢体不自由 (約31,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,300人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計:約143,400人 (平成20年度の約1.3倍)	知的障害 (約121,100人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱·身体虚弱 (約3,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,800人) 自閉症·情緒障害 (約122,800人) 合計:約256,600人 (平成20年度の約2.1倍)	言語障害 (約38,800人) 自閉症 (約24,200人) 情緒障害 (約16,100人) 弱視 (約2,00人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約20,300人) 注意欠陥多動性障害 (約21,300人) 肢体不自由 (約130人) 病弱・身体虚弱 (約30人)			
幼児児童生徒数 (※平成30年度)	幼稚部:約 1,400人 小学部:約42,900人 中学部:約30,100人 高等部:約68,900人	小学校:約184,500人 中学校:約 72,200人 全児童生徒の 2.6%	小学校:約108,300人 中学校:約14,300人 高等学校:約 500人 義務教育段階の 全児童生徒の 1.3%			
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1 学級 6 人 【高】 1 学級 8 人 ※重複障害の場合、1 学級 3 人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※ 平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置			
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に 沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校 の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が 編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に 替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1~8コマ以内 【高】年間7単位以内			
	それぞれの児童生徒について個別の教育支援計画(家庭、 めの計画)と個別の指導計画(一人一人の教育的ニーズ					

※通常の学級における発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒:6.5%程度の在籍率(平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。)

特別支援教育の現状②

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

(平成30年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 980万人

0.7%

2.6%

(約25万7千人)

(約7万3千人)

H20年比で1.2倍

H20年比で2.1倍

特 別 支 援 学 校

視覚障害 知的障害 病弱·身体虚弱 聴覚障害 肢体不自由

小学校・中学校

(特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害

聴覚障害 病弱・身体虚弱

知的障害 言語障害

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症

聴覚障害 病弱·身体虚弱 学習障害 (LD)

言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

1.3% (約12万3千人) 減少傾向

增加傾向

4.6%

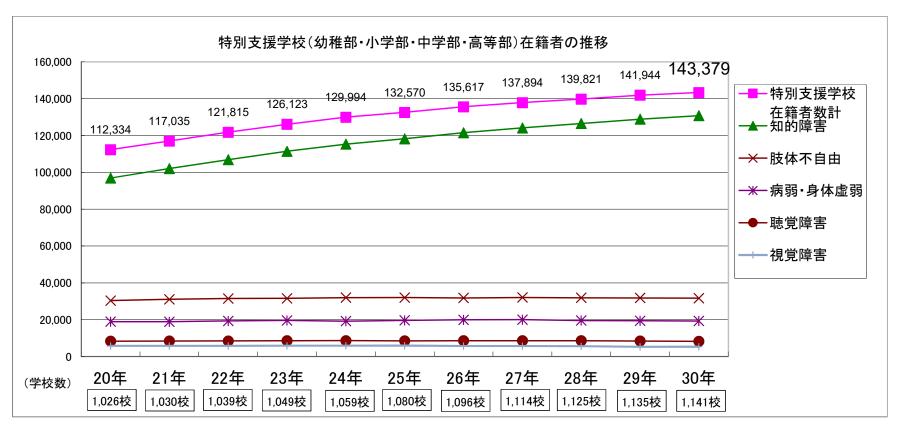
(約45万2千人)

発達障害 (LD·ADHD·高機能自閉症等) の可能性のある児童生徒:6.5% 程度※の在籍率で

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された 回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

特別支援教育の現状③

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



【平成30年度の状況】

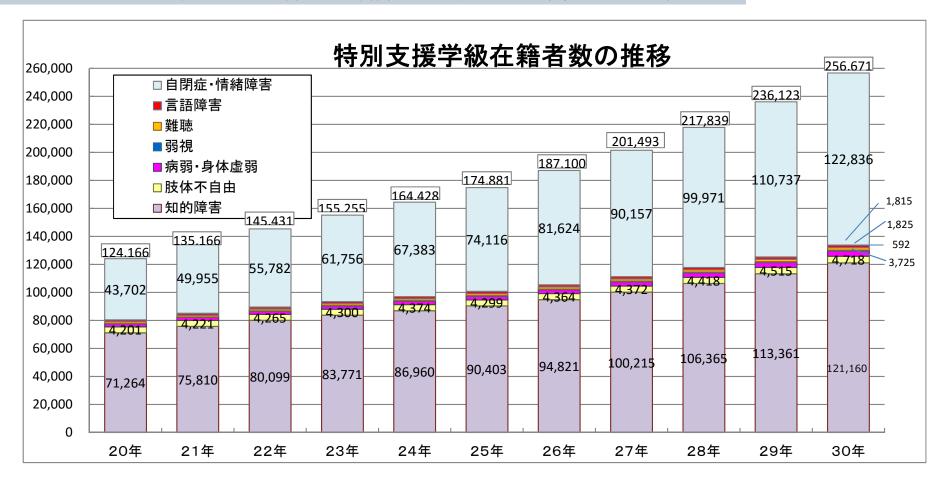
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱•身体虚弱	計
学 校 数	81	117	781	350	152	1,141
在籍者数	5,315	8,164	130,817	31,676	19,277	143,379

(出典)学校基本統計

- ※注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。 平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度 へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。
- ※注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状4

特別支援学級の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



【平成30年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱•身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症·情緒障害	計
学 級 数	28,111	3,117	2,279	508	1,226	704	27,429	63,374
在籍者数	121,160	4,718	3,725	592	1,825	1,815	122,836	256,671

特別支援教育の現状(5)

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

[※]高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

- 1. 特別支援教育の現状
- 2. 令和2年度事業について
- 3. その他 最近の動きなど

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和 2 年度予算額(案) 1,919百万円 (前年度予算額 1,796百万円)



○ インクルーシブ教育システムを構築する上では、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要**である。このためには、**関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効**であり、既に各都道府県レベルでは、県全域を見通した「広域特別支援連携協議会」が設けられるとともに、「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われている。それら**支援地域内の有機**的なネットワークを十分機能させるためには、保護者支援を行うこと、連絡協議会を設置すること、個別の教育支援計画を相互に連携して作成・活用することが重要である。

○ インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもの地域における生活を支援する観点から、地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育との一層の連携強化に取り組む必要がある。また、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた共生社会の構築を考える必要がある。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会

(補助率) 国:1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人:2/3

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、 社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップ※1を支援

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備

⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり ⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進

⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

- ※1 当該補助事業については交付初年度から3年を限りとする。
- ※2 校外学習や登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置を含む。

Ⅱ 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師(1,800人→2,100人)【拡充】

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置※2を支援

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について(初等中等教育局長通知)

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。

② 外部専門家(348人)

特別支援学校における自立活動の充実を図るため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家との連携協力を支援

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部·中学部·高等部学習指導要領第7章 自立活動

第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の 指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。 _9_

学校と福祉機関の連携支援事業

令和2年度予算額(案) (前年度予算額 8百万円 10百万円)



背景説明

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である。文部科学省と厚生労働省による、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の検討では、学校と放課後等デイサービス事業所等(障害児通所支援事業所)との連携不足が課題として挙げられた。

- ○教職員や保護者の障害児通所支援事業所に関する理解不足
- ○保護者を含めた関係者間の情報共有や連絡方法が定まっていない

目的·目標

各自治体において、関係部局の連携のもと、 学校と障害児通所支援事業所について、現状 を把握・分析した上で、広く波及可能な連携の 在り方を研究する。



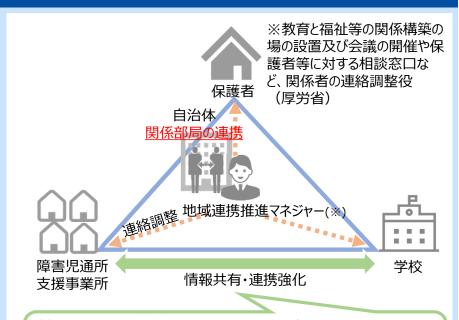
事業内容

都道府県·市区町村 3地域

○現状の把握と分析

学校と障害児通所支援事業所の連携について現状と課題を把握した上で、 連携に際して共有すべき事項やポイントについて、保護者との連携の観点も含めて整理する。

- ○分析をもとに、他自治体で波及可能な学校と障害児通所支援事業所の 連携に際してのマニュアルを作成
 - ・既存の会議等を活用した関係部局や関係機関が集まる場の設定 (センター的機能としての特別支援学校の位置づけ等)
 - ・相互理解の促進 (教職員や保護者に対する障害児通所支援事業所の説明機会の確保等)
 - ・年間を通じて関係者の間で交わすべき情報の整理
- ・下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故時の対応の整理
- ・保護者の同意を含む、障害児通所支援事業所との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成
- ○調査分析支援員の配置



情報共有・連携強化の手法の研究(本事業) 現状を把握、分析した上で、連携にあたって取り組むべき 事項について波及性のあるマニュアルを作成。

成果、事業を実施して、 期待される効果 障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行い、他自治体に波及可能なマニュアル等を作成することで、全国的な教育と福祉の連携の推進につなげる。

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

令和2年度予算額(案) (前年度予算額 130百万円 213百万円



背景 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特に、発達障害の可能性のある児童生徒について、通級による指導や通常の学級における指導方法の工夫や配慮の提供による支援の充実が求められている。

※発達障害者支援法の一部改正法、障害者差別解消法(H28施行)において、発達障害児に対して、可能な限り発達障害でない児童と共に教育を受けられる配慮を すること、また、合理的配慮を提供することが求められている。

新規

1. 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 52百万円

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するための体制構築等に関する研究 【教育委員会 8箇所】

- ●研修体制の構築(育成指標への関連づけ、 教員養成課程のある大学との連携)
- ●サポート体制の構築(相談窓口の設置・明確化、指導的立場の教員の養成、指導・助言の仕組みの構築)
- ●実践に即した教員養成課程における教授法の 検討 など



2. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 33百万円

学習上のつまずきなど特定の困難を示す児童生徒に対する支援として、<u>通常の</u>学級における教科指導方法等の研究及び、教員養成課程における教科指導の教授法の開発を行う。 【教育委員会、大学、学校法人 7箇所】

(例) 【教科指導におけるつまずくポイント】

- ・聞くこと、読むこ とが苦手。
- ・気が散りやす
 - /・集団の中での指示や 注意が入りづらい。

理解が難しい。

** 教科教育スーパーバイザーによる指導・助言

・言葉、文章の意味の

【指導方法の工夫】

- ・文節ごとのスラッシュや挿絵 を用いて視覚情報を追加。
- ・注目する箇所を拡大、 色分けする。
- ・ペア学習を取り入れる

3. 高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業 13百万円

高等学校における発達障害に係る通級による指導の充実を図るため、教育委員会における教員向けの研修体制を構築するとともに、指導方法及び通常の学級担任や関係機関との連携の在り方等について研究を行う。

医療等関係機関

【教育委員会 4地域】



通常の学級担任



・連携した個別の指導計画の作成・活用

・通級による指導方法の研究、通常の学 級における指導への引継ぎ



通級による 指導担当 4. 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮 研究事業 28百万円

学校において児童生徒の多様な特性に応じた<u>合理的配慮の在り方</u>について研究事業を行う。 【教育委員会、大学、学校法人 10箇所】

●児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究 など





高校入試における配慮の在り方例) 読み書きに困難を抱える生徒について、時間を延長しての実施、問題文を読み上げる対応 など

1. 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

52百万円

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する、通常の学級や通級による指導等における、経験の浅い担当教員の専門性 向上に係る支援体制の構築に関する研究

【委託先:都道府県·指定都市教育委員会】



教員養成課程のある大学

- (3)現状に即した教員養成課程における教授法の検討
- ・「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、特に発達障害に関して、地域や学校現場で求められているニーズに対応した内容の検討



- (1)教員の専門性向上のため の研修等の機会の充実
- ・育成指標への関連づけ
- ・経験の浅い担当者に対する 効果的な研修等の検討(授 業見学の機会の確保、医療・ 福祉等の教育分野以外の専 門家の招聘など)等



都道府県·政令指定 都市教育委員会

知見の活用

- (2)経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築
- ・域内の相談体制の整理 (窓口の明確化など)
- ・指導的立場の教員による 指導・助言の仕組みの整 備等



センターなど)

大学



特別支援学校

※受託団体は、

- ・(1)~(3)全てを実施する。
- 必ず教員養成課程のある大学と連携して実施する。



特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

○特別支援教育支援員の配置に係る経費(継続)

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。





学校種	令和2年度(案)	令和元年度	
幼稚園	7,900人	7,800人	
小・中学校	57,000人	56,600人 600人	
高等学校	900人		
合 計	65,800人	65,000人	

平成19年度~:公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度~:公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度~:公立高等学校について地方財政措置を開始

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和2年度予算額(案)2,546百万円

(前年度予算額 2,501百万円)



〇切れ目ない支援体制整備充実事業

1,919百万円 (1,796百万円)(<mark>拡充)</mark> 〔補助率1/3〕

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない 支援体制整備

自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。(①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発)

◆医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師配置(<u>拡充</u>)

1,800人⇒2,100人 (+300人)

〇学校における医療的ケア実施体制構築事業

29百万円(59百万円)

人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究 するとともに、新たに教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させる ための取組を実施する。

〇発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等

150百万円 (213百万円)

- ◆経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業(新規) 通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員 を支援するため、研修体制やサポート体制の構築等に関する調査研究を行う。
- ◆特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト(新規) 【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】

発達障害に係る教員等の専門性向上を図るため、教育と福祉の関係者が協働 した教員研修の検討・実践等を行う。

※上記のほか、新たに、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握に係る 調査の在り方を検討するための協力者会議を設置する。

〇<u>学校と福祉機関の連携支援事業</u>

8百万円(10百万円)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通 所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。 <u>○難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進</u> 21百万円(新規)

◆保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業 聴覚障害児の早期支援を促進するため、特別支援学校(聴覚障害)における 保健、医療、福祉など、厚生労働行政と連携した教育相談の実施体制構築に係る 実践研究を行う。

◆難聴児の切れ目ない支援体制構築事業

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】

医療・療育・教育関係者を対象とした難聴児の早期支援に係る研修を開催し、 担当者の専門性向上を通じた難聴児への支援体制構築を図る。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

154百万円 (139百万円) (拡充)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、 農福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に 応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践 研究等を行う。

〇特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 35百万円(45百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭 免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施 する。

〇高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

21百万円(26百万円)

高等学校段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究 を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進 プロジェクト 207百万円(210百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

(上記以外の施策:就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

〇特別支援教育就学奨励費負担等

12,397百万円(12,164百万円)〔補助率 1 / 2〕

〇国立特別支援教育総合研究所運営費交付金 1,103百万円(1,043百万円)

〇特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

〇特別支援学校の新増築及び既存施設の改修による教室不足解消〔補助率1/2(原則)〕、バリアフリー対策〔補助率1/3等〕への国庫補助

- 1. 特別支援教育の現状
- 2. 令和2年度事業について
- 3. その他 最近の動きなど

文部科学省 障害者活躍推進プラン 概要 (平成31年4月)



趣旨

- ◆共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に浮島文部科学副大臣のもとに 省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。
- ◆学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき 6 つの政策プランを打ち出し、**障害者が個性や能** 力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

障害者の

躍推進に

進める

社会における活

向けて重点的に

6つの政策プラン

プランの内容

障害のある人とともに働く環境を創る

~ 文部科学省における障害者雇用推進プラン~

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮 し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

❶障害者雇用促進に向けた基礎的な取組<実務責任者や障害者職業生活相談員の配置。 職員研修の充実等> ②法定雇用率の達成に向けた採用の取組<プレ雇用、ステッ プアップ制度の導入等> ①職場定着し活躍できる職場環境作りの取組<職務のサ ポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する ~障害者の生涯学習推進プラン~

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充し 実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や 自立の実現を目指す。

●学びの場の充実に向けた基盤の整備<自治体や大学、企業等が連携し</p> 学びの場の拡充にむけた体制整備を推進> **2コンファレンスの実施**<障 害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域 で開催> **③生涯学習機会の充実に向けた調査研究**<合理的配慮や障害 特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究>

発達障害等のある子供達の学びを支える

~共生に向けた「学び」の質の向上プラン~

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を 集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実 を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ●通級における指導方法のガイドの作成
- ❷「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ❸教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい 価値の提案、共生社会の実現に寄与。

●鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援 ②全国の小・中・ 特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の 発表の場の提供等 ③共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支 援する人材育成への支援 4日本博をはじめとする東京オリンピック・パ ラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

障害のある人の文化芸術活動を支援する

~障害者による文化芸術活動推進プラン~ 障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択

障害のある人のスポーツ活動を支援する

~障害者のスポーツ活動推進プラン~

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

●小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備<大学に</p> おける障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等> **②障害のある人** がスポーツを実施するための拠点の整備<スポーツを試すために必要な要素をそろえ た普及拠点の見える化> 3スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上 <会場づくりや運営方法について好事例を収集>

障害のある人が教師等として活躍することを推進する

~教育委員会における障害者雇用推進プラン~

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等とし て活躍できる環境整備を推進。

る好事例の収集・発信 ❸教員採用試験の改善 ❷相談支援体制の構築や支援スタッフ の配置などの好事例の収集・発信 ⑤障害のある教師が働きやすい環境整備 ⑥教師 以外の職員の障害者雇用の推進

「初めて通級による指導を担当する教員のためのガイド」(仮称)の作成

通級指導を初めて担当する教員にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドとする。

ガイドを通して、通級による指導に何が求められているか、通級の担当として、どのような役割・仕事を担っているのか。また、通級による指導を適切に行う上での留意事項等について理解できるものとする。

※ある程度の知識やスキルが身についている教員は、文科省編著の通級による指導の手引きなど既存の刊行物でスキルアップが可能であるため、そこへつなぐためのガイドの位置づけ。

(適宜、参考資料の閲覧先についてQRコードで紹介。)

現在、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」にて検討中。 令和元年度末の完成予定。(文部科学省のHPに掲載予定)

ガイドの構成

- 1) 通級による指導を担当するに当たって
- 2) 通級による指導の年間の動き
- 3)実践例
- 4) 知っておきたい基本事項・用語



新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議



趣旨

|【悉昌】

○ 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途



○ こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1)特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例) 新しい時代の 特別支援教育の 方向性・ビジョン

障害のある 子供たちへの 指導の充実 教員の専門性の 整理と 養成の在り方

特別支援教育の 枠組み 幼稚園・ 高等学校段階に おける学びの場

垒

ī	【女具】					
Ì	朝日	滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長	竹中	ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
Ì	阿部	一彦	日本障害フォーラム代表	田村	康二朗	東京都立光明学園統括校長
1	石橋	恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、	成澤	俊輔	NPO法人FDA理事長、株式会社SilentVoice社外取締役、
į			武蔵野東小学校中学校統括校長			NPO法人カシオペア理事
į	市川	宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	野口	晃菜	株式会社LITALICO執行役員·LITALICO研究所長
į	一木	薫	福岡教育大学教授	日詰	正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
	大出		学校法人大出学園理事長·若葉高等学園校長	廣瀬	尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長
Ì		哲也	二松學舍大学教授	佛坂	美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
1	片岡	聡一	岡山県総社市長	松倉	雪美	富山県立ふるさと支援学校長

片岡 聡一 岡山県総社市長 金森 克浩 日本福祉大学スポーツ科学部教授

川髙 寿賀子 京都府立宇治支援学校長

菊池 桃子 女優、戸板女子短期大学客員教授

木村 浩紀 北海道札幌視覚支援学校長

熊谷 晋一郎 東京大学先端科学技術研究センター准教授

滝口 圭子 金沢大学学校教育系教授

真砂 靖 弁護士 ^②宮﨑 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授

山口 正樹 神奈川県立厚木清南高等学校長

山中ともえ 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会長、

東京都調布市立飛田給小学校長

吉藤 健太朗 株式会社オリィ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター

(◎: 主杳、○: 主杳代理) (計27名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

梅澤 敦 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事

西牧 謙吾 国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長

本後 健 厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長

(計3名、五十音順、敬称略)

【検討経緯】

令和元年9/6付で設置、第1回:9/25、第2回:10/16、第3回:11/8、第4回:12/2に開催

-18-

GIGAスクール構想の実現

令和元年度補正予算額 2,318億円 公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円

(文部科学省所管)

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。
- このため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。

事業概要

(1) 校内通信ネットワークの整備

- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における校内LANを整備加えて、小・中・特支等に電源キャビネットを整備

事業スキーム

公立 補助対象:都道府県、政令市、その他市区町村

補助割合:1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請

私立 補助対象:学校法人、補助割合:1/2

国立 補助対象:国立大学法人、(独)国立高等専門学校機構

補助割合:定額

事業概要

(2)児童生徒1人1台端末の整備

国公私立の小・中・特支等の児童生徒が使用する PC端末を整備

事業スキーム

公立 補助対象: 都道府県、政令市、その他市区町村等

補助割合:定額(上限4.5万円)※市町村は都道府県を通じて国に申請

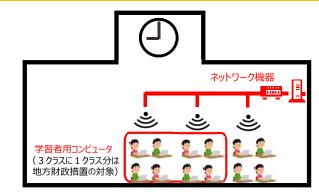
私立 補助対象:学校法人、補助割合:1/2(上限4.5万円)

国立 補助対象:国立大学法人

補助割合:定額(上限4.5万円)

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」におけるICT活用計画、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画
- ✓ 効果的・効率的整備のため、<mark>国が提示する標準仕様書</mark>に基づく、都道府県単位を基本とした<mark>広</mark> <mark>域・大規模調達計画</mark>
- ✓ 高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内LAN整備計画、あるいはランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画
- ✓ 現行の「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画(2018~2022年度)」に基づく、地 方財政措置を活用した「端末 3 クラスに 1 クラス分の配備」計画



※ 支援メニュー (① 校内LAN整備+端末整備、② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備)

情報提供

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業について、実践事例集をまとめております。

・系統性のある支援研究事業 実践事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1409214.htm

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3,6,9,12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-